

(仮 訳)

プレス・リリース

2011 年 7 月 19 日  
バーゼル銀行監督委員会

**バーゼル銀行監督委員会が市中協議文書を公表  
—グローバルにシステム上重要な銀行に関する評価手法と  
追加的な損失吸収力の要件—**

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、市中協議文書「グローバルにシステム上重要な銀行:評価手法と追加的な損失吸収力」を公表した。

バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(以下「総裁・長官グループ」)は、2011 年 6 月 25 日の会合において、グローバルにシステム上重要な銀行(以下「G-SIBs」)に関する措置を提案する市中協議文書に合意した。これらの措置には、システム上の重要性の評価手法、追加的な所要損失吸収力、措置の段階的実施に関する取決めが含まれる。

合意を受けて、総裁・長官グループはこの市中協議文書を、グローバルにシステム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードを低減するための包括的な措置をとりまとめている金融安定理事会(FSB)に提出した。2011 年 7 月 18 日の FSB 本会合において、本市中協議文書を含むパッケージを公表することが了承された。

G-SIBs に関する評価手法は指標ベース・アプローチに基づいており、規模、相互連関性、代替可能性の欠如、グローバルな(国境を超えた)活動、複雑性の 5 つの広いカテゴリーから成っている。

この評価手法の現時点での適用結果に基づけば、28 の銀行がそのグローバルなシステム上の重要性により追加的な損失吸収力の要件を課されることになる。G-SIB の枠組みがもたらすインセンティブに対応して銀行がその行動を変化させていくにつれて、この数字は時間とともに変化していくであろうことに留意すべきである。さらに、バーゼル委は、実施期日よりも前に、なお残っているデータの問題に対処し、提案された評価手法を更新されたデータを用いて再度動かそうと意図している。

追加的な損失吸収力の要件は、銀行のシステム上の重要性に応じて 1%から 2.5% の範囲で漸進的な普通株等 Tier1(CET1) 資本の要件によって満たされなければならない。最も高い資本賦課を課される銀行が、将来的にグローバルなシステム上の重要性を著しく増加させるインセンティブを抑制するため、そのような状況下では追加的な 1% の損失吸収力が適用される。

より高い損失吸収力の要件は、バーゼルⅢの資本保全バッファー及びカウンターシクリカル・バッファーと並行して導入される。即ち、2016 年 1 月 1 日から 2018 年末までの間に導入され、2019 年 1 月 1 日に完全実施される。

バーゼル委の議長を務めるステファン・イングベス・スウェーデン中央銀行総裁は、「本日、政策措置を提案した理由は、現行の規制政策では完全に対処しきれない G-SIBs がもたらす国境を超えた負の外部性に対処することである。提案された措置は、G-SIBs の業務継続ベースでの損失吸収力を高め、G-SIBs の破綻可能性を低減することになるだろう。本措置は、FSB より本日発表された措置とともに、より安全で健全な銀行・金融システムに貢献するだろう。」と述べた。

バーゼル委は、この市中協議文書に対するコメントを歓迎する。コメントは、2011 年 8 月 26 日(金)までに、電子メールにより [baselcommittee@bis.org](mailto:baselcommittee@bis.org) 宛に提出するか、もしくは、「スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会事務局」宛に郵送してもよい。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に機密扱いを要求しない限り、国際決済銀行のウェブサイトに公表される。

#### バーゼル委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する慣行を世界的に奨励し、強化することを目指している。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、イスス、トルコ、英國及び米国の代表で構成されている。

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、バーゼル銀行監督委員会の上位機関であり、バーゼル銀行監督委員会のメンバー国の中銀総裁及び(非中銀の)監督当局長官で構成されている。バーゼル銀行監督委員会の事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。